

小学校就学前までのお子様の 窓口負担が2割に軽減されます。

H20.4以降、3歳から小学校就学前までのお子様の窓口負担については、3割だったものが2割に引き下げられます。

小学校就学前とは、満6歳に達する日以後、最初の3月31日までのこととなります。

また、地方自治体によっては、お子様の窓口負担がさらに減免される場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問合せしてください。

70歳～74歳の窓口負担が、 1割に据え置かれます。

70歳～74歳の窓口負担については、H20.4から2割に見直されることとなっていましたが、H20.4からH21.3までの1年間、1割に据え置かれることとなります。

すでに窓口負担が3割の方は、従来どおりになります。

H21.4からの自己負担限度額

	外来の限度額 (個人単位)	入院および世帯単位 (入院+外来の限度額)
現役並所得者	44,400円	80,100円+1% 【44,400円】
一般	24,600円	62,100円 【44,400円】
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

【】内の金額は、過去12ヶ月に3回以上の高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの限度額になります。

低所得者とは住民税非課税の世帯になります。

高額医療・高額介護合算制度が 新たに設けられます。

現在、高額療養費制度によって、医療費の自己負担額が一定以上の金額になった場合、限度額を超えた部分については健保から給付金を支給しています。

今後はさらに世帯に介護保険サービスの受給者がいる場合、医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、年額で一定以上の金額を超えた場合には、その超えた部分を給付することになります。

年額の合算対象期間は、毎年 8 月から 7 月までの 1 年間になります。ただし、初年度はH20.4 からH21.7 までの 16 ヶ月間が対象期間になります。よって、申請はH21.8 以降になります。

なお、限度額は加入する医療保険制度(健康保険、国民健康保険等)や所得に応じて異なります。